

## 競争参加者の資格に関する公示

令和5年3月10日

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

大手町合同庁舎第3号館改修工事の競争参加資格を得ようとする特定建設工事共同企業体の申請方法等について次のとおり公示します。

### 記

#### 1 工事概要等

(1) 工 事 名 大手町合同庁舎第3号館改修工事

(2) 工事場所 東京都千代田区大手町1-3-3

(3) 工事内容

ア 建物用途：裁判所庁舎

イ 構造・階数及び建物規模：

庁舎 SRC造、地上15階地下3階 延べ面積約53,353㎡

ウ 敷地面積：約11,842㎡

オ 使用する主要な資機材：別途設計図書等による。

カ 工 期：令和6年8月30日まで

#### 2 資格審査申請の時期及び場所

(1) 申請期間：令和5年3月10日（金）から令和5年4月10日（月）まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条に規定する裁判所の休日を除く。）午前9時から午後5時まで。

(2) 提出場所：〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係

電話03-3262-0109

(3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）することにより提出すること。電送によるものは受け付けない。

#### 3 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成は、次の条件を満たす者2者の組合せとする。

(1) 裁判所の令和5・6年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがあった者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがあった者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(2) 裁判所の令和5・6年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が、共同企業体の代表者である構成員においては1,300点以上の者、共同企業体の代表者以外の構成員においては1,000点以上の者であること。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（上記3(1)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

#### 4 構成員の要件

(1) 構成員の技術的要件等

ア 平成20年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した内装改修工事を含む改修工事又は建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築）工事（ただし、軽微なもの（請負金額が500万円未満の工事）は除く。）の実績を有すること。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のもの。（詳細は入札説明書による。）

イ 主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を当該工事に専任で配置できる共同企業体であること。

(2) 構成員の出資比率

すべての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率でなければならない。

(3) 代表者の要件

共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で出資比率が最大である者とする。

5 共同企業体の協定方法

協定書は、別紙様式の「特定建設工事共同企業体協定書」による。

6 競争参加資格の有効期間

認定の日から当該工事の完成の日までとする。ただし、この工事の契約の相手方以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

7 申請書類

(1) 提出書類及び入手方法

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（以下「資格審査申請書」という。）に、特定建設工事共同企業体協定書を添付する。

なお、資格審査申請書の様式については、令和4年10月31日付け最高裁判所事務総局経理局長公示「競争参加者の資格に関する公示」を参照のこと。様式は、次のインターネットホームページでも取得可能である。

[https://www.courts.go.jp/links/tyotatu/nyusatsujoho\\_kensetukoji/index.html](https://www.courts.go.jp/links/tyotatu/nyusatsujoho_kensetukoji/index.html)

(2) 記載方法

記載方法は7(1)記載のインターネットホームページにある「令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類作成要領（建設工事）」に従い記入する。

8 その他

(1) 共同企業体の名称は、各構成員の名称を簡略化した名称により、「〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とする。

(2) 落札者は、契約時において上記5に掲げる特定建設工事共同企業体協定書の写しを4通提出すること。

(3) 問い合わせ先

2(2)に同じ

(別紙様式)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 裁判所発注にかかる大手町合同庁舎第3号館改修工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(住所及び名称を構成員ごとに記載する。)

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札書及び見積書の提出、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

株式会社〇〇 〇〇%

◎◎株式会社 ◎◎%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座により取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退もしくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、建設工事につきかしがあったときは、各構成員は共

同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外1者は、上記のとおり〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通(注:3者で構成される共同企業体の場合には4通)を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するほか、発注者に対し1通提出するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

◎◎株式会社

代表者代表取締役 ◎ ◎ ◎ ◎ 印

(注) 用紙はA4又はA3袋とじとし、縦長で用いる。